

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案7件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第66号 工事請負契約の締結について（よこて農業創生大学事業 地域価値創造拠点（狐塚エリア）整備工事（建築工事））について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「建築工事以外の関係する工事契約の予定はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「関係する工事として、電気設備工事、機械設備工事、ほ場整備工事、外構工事があるが、そのうち電気設備工事、機械設備工事は契約を締結している」との答弁がありました。

また、「本体の建築工事は議決が必要であるのに、付帯する電気設備工事や機械設備工事の契約が議決前に行われていることは、あまりよろしくないのではないか」との質疑に対し、当局より、「諸準備や工期の関係もあり、早目に契約を行ったが、指摘を受けてそのようなこともあるなと感じたところである」との答弁がありました。

また、「旧大雄中学校の改修部分について、解体にあたってアスベストが出るなどがあったが、工事のスケジュールは大丈夫か。また、隣接する体育館の利用に影響はないか」との質疑に対し、当局より、「建物内の無線LAN整備や外構工事の発注を残すのみとなっており、年度内には完成させたい。体育館の利用については、防護柵の設置など安全対策を行い、問題なく利用できるようにしている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 財産の取得について（ロータリ除雪車）から議案第75号 財産の取得について（除雪ドーザ）までの議案5件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「除雪機械は、メーカーから直接購入する方が安価になるのではないか」との質疑に対し、当局より、「市内の入札参加資格者名簿に登載さ

れ、かつ、緊急対応が可能な業者を指名している。特定のメーカーではなく、市が必要としている仕様書に合致した機械を導入できる業者が応札している」との答弁がありました。

また、「除雪時の事故やトラブルは毎年あるが、除雪機械にドライブレコーダーを搭載することで、万一の場合の検証や証拠になるのではないか」との質疑に対し、当局より、「乗用車等とは異なる部分もあるかもしれないが、搭載が可能かどうかを調べてみたい」との答弁がありました。

このほか、「サイドシャッター付きプラウ導入の検討」についての質疑がありました。

議案5件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 権利の放棄については、石山副市長に出席を求め審査をいたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「元々増田町物産流通センターの市中銀行からの借金を、経営の再建のために市が肩代わりし、改めて無利子、無担保で貸し付けた債権だが、結果として5,600万円の借金が残った。責任は誰にあると考えているのか」との質疑に対し、当局より、「市としても積極的に経営改善の指導を促し、自助努力を求めてきた。貸付金を返済できなかったという責任については、増田町物産流通センターにあると考えている」との答弁がありました。

また、「責任が増田町物産流通センターにあるのならば、なぜ市が債権を放棄しなければならないのか」との質疑に対し、当局より、「増田町物産流通センターも経営改善に向けての努力は行ってきた。温泉の民間譲渡に際しては公募に参加することも検討していたが、財務状況から断念せざるを得なかった。結果、会社経営は今後困難との判断から解散をすることになり、市が貸付金の回収を行うことが出来なくなったためである」との答弁がありました。

また、「仮に、債権放棄を議会が認めなかった場合はどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「貸付金の返還請求権は残ったままとなるが、増田町物産流通センターは既に解散し、貸付金返済のめどは全く立たない。市の財務上は不納欠損処理を行うことになる」との答弁がありました。

また、「市は最大出資者であり筆頭株主である。経営に対する責任があるにもかかわらず、経営陣の刷新や指定管理者の導入など様々な手法を取ることなく、一斉公募による温泉譲渡を進めた結果、多額の公費を失うことになった。市長は道義的責任というが、代表取締役社長を含め、誰も経営責任、結果責任を取っていないことをどう思うか」との質疑に対し、当局より、「代表取締役社長とは再三にわたり、経営改善のためのやり取りを行ってきたが、結果として収支の回復に至らなかったことは事実である。貸付金の返済を受けられない状況に至ったことに対して、最終的に市長が、市民の皆様に見える減給という形で道義的責任を取る判断をした」との答弁がありました。

また、「結果的に市は借金を返してもらえないことになる。これは税金であり、市には貸付責任があるのではないか」との質疑に対し、当局より、「厳しい経営状況は承知していた。経営改善の取り組みについて市も様々な方向から支援してきたが、このような結果になってしまったことについて、貸付責任は間違いなく市にある」との答弁がありました。

また、「本来社長が負うべき借金である。経営状況が悪い中で市が借金を肩代わりし、今回の債権放棄に至ったことは、市が描いたシナリオだったのではないか。出資金に加えて貸付金まで回収できなかったという市の責任は、増田町物産流通センター以上に重いと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「公共温泉施設の民間譲渡の方針を決めた段階で、増田町物産流通センターが解散になる可能性は感じていた。株主総会でも市に対する非常に厳しい言葉をいただいた。市民、株主の皆様からの厳しいご指摘には心からお詫び申し上げるしだいである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情30第6号 市道「狙半内線」の道路舗装について、審査における主な意見を申し上げますと、「この冬の大雪では、陳情場所に限らず多数の道路に穴ぼこが発生している。陳情者の心情は理解するが、陳情が出たから優先するということではなく、傷み具合などの優先順位を付けた上で透明性を持って対応していくべきである」また、「願意は妥

当と思うが、一定のルールの中で行わなければ陳情合戦になってしまい、收拾がつかなくなる恐れがあるので、慎重な対応を求めたい」また、「現地を視察して、確かに傷みがひどい箇所もあった。まずはそういう箇所から補修していく形が現実的と考える」また、「補修ではなく全面舗装となれば相当な時間と予算がかかる。地域局には、要望のある地域と話し合う機会を作り、優先順位について丁寧な説明をお願いしたい」などの意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。